

大学構内における交通事故防止措置要項の一部を改正する要項

大学構内における交通事故防止措置要項の一部を改正する要項を次のように
制定する。

平成21年 3 月12日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

大学構内における交通事故防止措置要項の一部を改正する要項

大学構内における交通事故防止措置要項（昭和56年 3 月17日制定）の一部につい
て，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

大学構内における交通事故防止措置要項の一部改正について

改正理由：交通環境整備費の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(臨時入構証の交付)</p> <p>第10 入構証を所持していない者が自動車で入構しようとするときは、<u>事前に</u>交付部局において、臨時入構証発行許可書(別紙様式1)の交付を受け、守衛を配置している地区については、同許可書を添付の上、守衛所で臨時入構証の交付を受けること。<u>ただし、止むを得ない理由により事前の手続きができなかった者及び交通環境整備費の取扱い第3条第2項に該当する者は、入構時に守衛所において手続きを行うことができる。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>(要項の改廃)</u></p> <p>第14 <u>この要項の改廃は、環境安全委員会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第15 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(臨時入構証の交付)</p> <p>第10 入構証を所持していない者が自動車で入構しようとするときは、<u>前日</u>に交付部局において、臨時入構証発行許可書(別紙様式1)の交付を受け、守衛を配置している地区については、同許可書を添付の上、守衛所で臨時入構証の交付を受けること。</p> <p>[省略]</p> <p>(その他)</p> <p>第14 [省略]</p> <p>[省略]</p>

(別紙様式1)

臨時入構証発行願

平成 年 月 日

(交付部局担当係殿)

平成 年 月 日 () に 次の理由により 自動車を使用したいので、臨時入構証の発行方よろしく願いいたします。

1 _____ のため
2 用務 (_____) で荷物を積み下ろしするための1時間程度の入構

自動車登録番号 (_____)
車名・型式 (_____)

(所属部・課・室・職名)
(学生等番号)
(氏 名) 印

許可番号

臨時入構証発行許可書

申請者
(所属部・課・室・職名)
(学生等番号)
(氏 名) 殿

自動車登録番号 (_____)
車名・型式 (_____)

平成 年 月 日 () の臨時入構を許可します。
なお、臨時入構証の発行については、自動車使用当日に入構する門の守衛所で、本許可書を提示のうえ、願い出て下さい。

(許可年月日) 平成 年 月 日
(交付部局)
(担当係長氏名) 印

(別紙様式1)

臨時入構証発行願

平成 年 月 日

(交付部局担当係殿)

平成 年 月 日 () に _____ のため
自動車を使用したいので、臨時入構証の発行方よろしく願いいたします。

(所属部・課・室)
(学生等番号)
(氏 名) 印

許可番号

臨時入構証発行許可書

申請者
(所属部・課・室)
(学生等番号)
(氏 名) 殿

平成 年 月 日 () の臨時入構を許可します。
なお、臨時入構証の発行については、自動車使用当日に入構する門の守衛所で、本許可書を添付のうえ、願い出て下さい。

(許可年月日) 平成 年 月 日
(交付部局)
(担当係長氏名) 印

